

平成29年度

第1回越谷市まちの整備に関する審査会会議録

平成29年10月27日

越谷市役所本庁舎5階

第2委員会室

越谷市まちの整備に関する審査会

平成29年10月27日

平成29年度第1回越谷市まちの整備に関する審査会次第

1. 会長選出並びに会長職務代理者の指名
2. 開 会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 事
  - ・越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正について
5. 閉 会

出席委員

会長 岸井隆幸

会長職務代理者

野村武司

委員 中村千代子

市長部局

都市整備部長

服部義昭

開発指導課長

林 実

事務局

都市整備部副参事（兼）都市計画課長

井出 聡

都市計画課調整幹

平野浩孝

都市計画課主事

葛西慶昭

午前 11 時 07 分

## ◎プレ開会

事務局 お待たせいたしました。

会議に先立ちまして、配布いたしました資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。委員名簿、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程（案）、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程新旧対照表（案）、越谷市まちの整備に関する審査会条例、同条例新旧対照表、同施行規則、同施行規則新旧対照表、越谷市まちの整備に関する条例の冊子を用意させていただいております。

不足の資料はございませんでしょうか。

---

## ◎開会

事務局 それでは、改めまして、平成29年度第1回越谷市まちの整備に関する審査会を開催させていただきます。

本日の審査会は、越谷市まちの整備に関する審査会条例第5条第2項の規定により、委員の2人以上、本日は3名全員のご出席でございますので、本審査会の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

---

## ◎会長の選出

事務局 さて、本日の議事に入ります前に、まず、会長の選出をお願いしたいと思います。

なお、それまでの間、事務局にて進行を務めさせていただきますのでご了承願います。

会長の選出につきましては、越谷市まちの整備に関する審査会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

差し支えなければ、お1人ずつご意見をいただきたいと思います。

初めに、〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇委員 岸井さんをお願いしたいと思います。

事務局 〇〇委員はいかがでしょう。

〇〇委員 私も、引き続き岸井委員をお願いしたいと思います。

事務局 ただいま皆様からご意見がありましたが、岸井委員はいかがでしょう。

岸井委員 それでは、ご推挙でございますのでお受けいたします。

事務局 それでは、引き続き岸井委員ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございました。

お手数ですが、岸井委員は会長席へ移動くださるようお願いいたします。

---

## ◎会長挨拶

事務局 それでは、ここで新会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、改めまして、おはようございます。

これまでと同じ皆さんと一緒にございますので、改めて申し上げることはないわけですが、この会は、そもそも性格からして余り頻繁に開かれることが望ましいとも思えない会議でございまして、そう数多く開催することにはならないだろうと思っておりますが、もし開催されるようなことがあれば、極めて重要な案件であるというふうに認識をしておりますので、ぜひ慎重なご審議をお願いしたいと思います。今期もどうぞよろしくお願い申し上げます。

---

## ◎会長職務代理者の指名

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会長から、会長職務代理の指名をお願いいたします。

会長 それでは、会長職務代理の指名を私のほうからさせていただきます。

越谷市まちの整備に関する審査会条例第4条第3項の規定によりまして、会長職務代理者は会長が指名をするということでございまして、野村武司委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、会長及び会長職務代理者が決定いたしましたので、委員の皆様方に正式な開催通知をお配りしたいと存じます。都合上、会長の事務手続がございまして、この間、暫時休憩とさせていただきます。

[暫時休憩]

事務局 お待たせいたしました。それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## ◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 さて、本日の審査会は、越谷市まちの整備に関する審査会の会議の傍聴に関する規定に基づきまして、会議は原則公開ということで、傍聴者を10名とさせていただきます。所定の方法に

て会議開催の事前公開を行いましたところ、本日、傍聴者及び報道関係者がおりませんでしたので、ご報告いたします。

---

## ◎本開会

事務局 それでは、ただいまから平成29年度第1回越谷市まちの整備に関する審査会へと移らせていただきます。

---

## ◎議長の決定

事務局 早速でございますが、議長の決定を行います。

議長は、越谷市まちの整備に関する審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、議事の進行をよろしくお願いいたします。

---

## ◎開会宣言

議長 それでは、ただいまから平成29年度第1回越谷市まちの整備に関する審査会を開会いたします。

---

## ◎会議録署名委員の指名

議長 初めに、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

議事録署名委員には、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程第2条第2項の規定によりまして、私のほうからご指名を申し上げますが、中村委員にお願いしたいと思います。

---

## ◎議 事

議長 それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第をごらんください。

越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正についてが本日の議事として上程されております。

事務局から説明の後、質疑を行い、採決をしたいと思います。

それでは、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正について、説明をお願いいたします。

---

## ◎議案の説明

事務局 それでは、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正についてご説明させていただきます。

越谷市まちの整備に関する審査会は、越谷市まちの整備に関する審査会条例第1条で設置することが位置づけられており、同条例施行規則第3条の規定に基づいて定められた越谷市まちの整備に関する審査会運営規程によって運営されております。

このほど、行政庁の公権力の行使に対する不服申し立て手続について定めた法律である行政不服審査法が平成26年6月をもって改正され、平成28年4月1日より施行されました。また、これに関連いたしまして、越谷市まちの整備に関する審査会条例及び同条例施行規則の、審査会の審査権限や答申といった部分について、平成28年3月をもって改正し、平成28年4月1日から施行したところでございます。

これらの改正に伴い、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程に関しましても、行政不服審査法に沿った改正を行う必要がありますので、同条例施行規則第3条において、「この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は審査会が定める」ものとされておりますことから、当該運営規程の改定について委員の皆様にお諮りするものでございます。

なお、施行日につきましては、承認をいただけた日とさせていただきたいと思っております。

続きまして、今回の変更に伴う行政不服審査法改正の趣旨についてご説明申し上げます。

今般の行政不服審査法の改正は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の3つの観点から改正が行われました。

まず1点目として、公正性の向上として、審理員制度及び行政不服審査会への諮問制度が創設されます。これにより審理手続の客観性が確保され、より公正な制度となると考えられます。

2点目に、使いやすさの向上として審査請求期間の延長が行われます。これまで、処分に不服のある者が審査請求することができる期間は60日以内と定められていましたが、これを3カ月に延長し、より使いやすい制度とするものです。

3点目として、救済手段の充実・拡大のため、不許可処分など申請を許否する処分が違法または不当である場合、審査請求の裁決時に申請を認容し、許可する処分をあわせてとる措置を新設するなど、救済手段の充実が図られます。

次に、行政不服審査法の主な改正内容についてご説明いたします。

まず1点目として、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されるものです。改正前の行政不服審査法においては、処分庁以外の行政庁に対してする不服申し立てを審査請求とし、処分庁に対し

とする不服申し立てを異議申し立てとしていました。新たな行政不服審査法では、異議申し立てを廃止し、不服の申し立て先が処分庁以外の行政庁の場合も、処分庁の場合も審査請求を行うこととされました。

2点目といたしまして、審査庁の職員である審理員が、審査請求人と処分庁の両方の主張を公平に審理する仕組みが導入されるものです。改正前の行政不服審査法では、行政庁の処分に対する不服申し立てを行う審理について、誰が行うかについて特に規定を置いておらず、原処分に関与した職員が異議申し立ての審理を行うなど、審理の公平性の確保からは不十分な点もありました。新たな行政不服審査法においては、審理の公正性、透明性を高めるため、審査請求の審理を行う者を審査庁から相対的に独立した審理員と位置づけ、原処分に関与した者や利害関係人など、審理の公正性を害するおそれがある者が排除されることを法律上担保することとされたものです。

3点目といたしまして、審査庁が裁決する際に第三者機関に諮問する仕組みが導入されるものです。裁決の客観性、公正性を高めるため、審査庁は裁決の考え方を有識者からなる第三者機関に諮問し、当該機関がチェックすることとされました。

最後に、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正部分の内容についてご説明いたします。お手元の新旧対照表をごらんください。

改正部分は、会長の専決事項に係る規定です。会長は、条例第5条の規定による会議を開くことができないとき、または緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、次に掲げる事項について専決することができます。

専決できる事項は、①条例第6条の規定に基づく審査請求人、参加人、市の職員その他関係者（以下「審理関係人等」という。）の出席を求めること。②行政不服審査法第30条第1項の規定により、反論書を提出すべき相当の期間を定めること。③法第30条第2項の規定により、意見書を提出すべき相当の期間を定めること。④法第31条第1項の規定による口頭意見陳述において、同条第2項の規定により、期日及び場所を指定し、審理関係人を招集すること。⑤審理関係人等に対して必要な資料等を提出すべき相当の期間を定めることとしています。

これらの規定について、不服申し立ての種類を審査請求に一元化することに伴い、規定の整備を行うものでございます。

説明は以上となります。

---

## ◎議案に対する質疑

議長 それでは、ただいまご説明いただきました内容に対して質疑を行いたいと思います。



いかがでしょうか。

**〇〇委員** 内容について質問がある訳ではないのですが、越谷市では行政不服審査会をこれとは別に設けておられて、越谷市まちの整備に関する条例に関するものについてはそこから除外をして本会で扱うということですが、例えば、情報公開と個人情報も同じような取り扱いになりますか。自治体によっては行政不服審査会に全部統合してしまうところもあれば、それぞれ残すところもあって、越谷市全体としてはどうなっているかなという、そういう質問ですが、

**都市整備部長** ただいまのご質問でございますが、越谷市情報公開・個人情報保護審査会というものがございまして、この審査会と同様の設置体制になります。

**議長** ほかにいかがでしょうか。

**〇〇委員** 感想なんですけれども、この越谷市まちの整備に関する条例、審査に関するところが、第10章の「雑則」になっているのですけれども、「雑則」ではなくて、不服申し立てか何かに変えたほうがいいと思います。まず、見出しを見てもどこに書いてあるのかわからないということと、「雑則」というのもいかなものかと。

**議長** この解説の冊子のほうでいうと、59ページに第10章「雑則」というのがあって、この審査会が行うべき業務である、行政不服審査に関わる案件がここに書かれているわけですが、タイトルが「雑則」ではわかりづらいというお話ですね。これは今すぐにというわけにはいかないですかね。何か他の条文改正等に併せて、検討いただければ。

**事務局** わかりました。ありがとうございます。

**議長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にこれ以上の質疑がないようであれば、採決に入りたいと思います。これをもちまして質疑を終結いたします。

---

## ◎議案に対する採決

**議長** それでは、越谷市まちの整備に関する審査会運営規程の改正について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**議長** 挙手は全員でございます。

よって、原案のとおり可決されました。

---

## ◎閉 会

**議長** 本日の審議案件は以上でございます。

以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。

本日の審査会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして越谷市のホームページにて公表をいたします。ご了解をお願いいたします。

それでは、これにて本日の越谷市まちの整備に関する審査会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時30分 閉会